

愛媛県松前町長  
白石勝也

## 1 愛媛県松前町教育委員会の現状について

### (1) 組織

教育委員会は、5人の教育委員で組織。

町長が議会の同意を得て任命。

教育委員会事務局は、学校教育課・社会教育課で組織。

学校教育・社会教育課職員（臨時職員含む）は、町が採用し、任用等異動配置。（教職員の配置なし）ただし、非常勤職員（社会教育指導員・補導センター所長・公民館長）は、町教育委員会が任用等異動配置。（一部教職員OBの任用配置あり）

公立小中学校教職員は、県が採用し、任用等異動配置するが、その身分については、町職員である。

### (2) 教育委員会の運営状況

定例の教育委員会会議を毎月1回開催。（必要に応じ臨時会議を開催）

各種会合、研修会への参加。

公立小中学校・幼稚園への視察及び訪問。（地教委合同学校訪問、入学式、卒業式、運動会など年15回程度）

教育推進懇話会を年4回開催。（町長との意見交換会〔必要に応じ、学校長も参加〕）

## 2 県教育委員会との関係について

(1) 市町村教育委員会相互間の連絡調整等円滑な運営を図る会合の場がない。

(2) 県費負担教職員人事に関する権限はない。

## 3 町長と学校との関係について

(1) 小中学校への訪問は、入学式、卒業式、秋季運動会や文化祭などへの行事に出向く。（小中6校あるため、出向く回数は、3年に1回。運動会は1日に3校を廻る。）

(2) 児童生徒と直接話し合う機会は、あまりない。（これまでに、2度中学校へ出向き、生徒に講話をした。）

#### 4 現行の教育委員会制度について

[メリット]

- (1) 地方公共団体の長（首長）から独立した合議制の執行機関であるため、政治的中立性公正性のある教育行政が確保できる。
- (2) 政策等決定に際しては、複数の教育委員がいるため、個人の判断に左右されることなく中立性を確保でき、多様な民意を反映できる。

[デメリット]

- (1) 合議制による執行機関であるため、責任の所在が不明確である。
- (2) 教育行政の方針や施策については、合議制による決定のため、迅速な問題に対する対応に欠ける。

[学校現場から見た教育委員会]

- (1) 教育委員会の改革の必要は感じない。
- (2) 学校と教育委員会・教育委員との温度差はあまり感じない。
- (3) 教育委員の立場、権限が曖昧である。
- (4) 学校長の意見を吸い上げ、議論して欲しい。
- (5) 教育委員会と学校現場との議論の場が必要。
- (6) 町長が教育長を任命・罷免することとなった場合、町長が交代するたび(町長の権限)に教育内容も変わることがあるため、教育現場は混乱の恐れがある。

組織図

平成25年5月1日現在

教育委員会	
委員長	元校長
委員	元校長
委員	保護者
委員	元県職員
教育長	元町総務課長

松前町人口	30,500人
-------	---------

小学校(3校)児童数	1,728人
中学校(3校)生徒数	876人

幼稚園(2園)幼児数	176人
------------	------

教育委員会事務局	職員数: 39人(小・中学校教諭除く)
----------	---------------------

